



31 杉並第 64288 号
令和 2 年 3 月 5 日

各部長 宛

杉並区危機管理対策本部長
区長 田中 良

施設利用制限及び相談業務の縮小について(通知)

令和 2 年 3 月 5 日(木)に開催した危機管理対策本部会において、下記のとおり決定したので通知する。

記

1 施設等の利用制限について

(1) 対象施設

① スポーツ施設

ア. 屋内のスポーツ施設は休止する。

イ. 屋外のスポーツ施設は、利用者に感染症予防策を講じるよう促した上で、利用可とする。

② 集会施設

集会利用は継続するが、運動目的や飲食を伴う利用は休止する。

③ 図書館

貸出・返却業務のみを行い、閲覧等の利用は休止する。

(2) 実施期間

令和 2 年 3 月 9 日(月)から 3 月 31 日(火)まで

但し、今後の状況によっては短縮又は延長する

2 相談業務の縮小について

(1) 判断基準

区民等が利用する各種相談サービスについて、以下の判断基準により実施の可否を検討し、休止できるものについては休止する。

① 業務と一体不可分な相談は継続する。

② 生命・健康・生活・事業者支援等にかかる重要な相談は継続する。

③ 上記以外の個室で行う相談は、原則休止とする。

(2) 休止期間

31 杉並第 65222 号
令和 2 年 3 月 6 日

各部長 宛

杉並区危機管理対策本部長
区長 田中 良

区施設の休館について(通知)

令和 2 年 3 月 5 日(木)付け 31 杉並第 64288 号により通知した「施設等の利用制限について」について、下記のとおり方針を変更したので通知する。

記

1 区民利用施設の休館について

(1)対象施設

- ①スポーツ施設
すべて休館する。
- ②集会施設(地域区民センター、区民集会所、会議室等)
すべて休館する。
- ③図書館
すべて休館する。
- ④その他の施設
施設の特性に配慮し、各部において判断する。

(2)実施期間

令和 2 年 3 月 9 日(月)から 3 月 31 日(火)まで
但し、今後の状況によっては短縮又は延長する